

少年警察活動推進上の留意事項について

(平成20年3月19日)
(栃少第4号)

少年警察活動については、少年警察活動規程(平成14年栃木県警察本部訓令乙第41号。以下「旧規定」という。)及び「少年警察活動推進上の留意事項について」(平成14年12月26日付け栃少第3号。以下「旧通達」という。)に基づき実施しているところであるが、少年法等の一部を改正する法律(平成19年法律第68号。以下「改正法」という。)、少年警察活動規程(平成20年栃木県警察本部訓令乙第22号。以下「規程」という。)の制定に伴い、少年警察活動推進上の留意事項について新たに下記のとおり定めたので、これにより少年警察活動を積極的かつ効果的に推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

第1 基本的事項

1 少年警察活動の根拠法令

少年警察活動に関しては、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)、少年法(昭和23年法律第168号)、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。)、少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)、少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則(平成19年国家公安委員会規則第23号)、栃木県青少年健全育成条例(平成18年栃木県条例第41号)その他の法令によるほか、規程が少年警察活動の法令上の根拠となる(規程第1条第2項)。

2 少年補導職員

規程第3条の「少年補導職員」とは、特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識及び技能を有する警察職員(警察官を除く。)のうちから警察本部長(以下「本部長」という。)が命じた者をいう。

少年法第6条の2第3項の規定に基づき、警察官は、触法少年事件(触法少年に係る事件をいう。以下同じ。)について、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有し、本部長が指定した少年補導職員に、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託を除く調査をさせることができる。また、本部長は、少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則第1条に基づき、少年補導職員のうちから、低年齢少年に対する質問その他の職務に必要な事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有すると認められる者を、少年法第6条の2第3項に規定する警察職員に指定することができる。当該警察職員は、上司である警察官の命を受け、事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。

ここでいう教育訓練とは、触法少年事件の調査(以下「触法調査」という。)のために必要な専門的知識である、可塑性に富むなどの低年齢少年一般の特性、発達障害等の特別な事情を持つ少年の特性及び低年齢少年の特性を踏まえた質問等の調査要領についての研修等をいう。

当該警察職員は、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有することから、上司である警察官の命を受け、ぐ犯少年事件(ぐ犯少年に係る事件をいう。以下同じ。)の調査(以下「ぐ犯調査」という。)も行うことができる。この場合において、本部長は、警察職員の指定に係る当該教育訓練の際に、ぐ犯調査の実施要領についての指導教養も実施することなどにより、適正な職務執行を確保するものとする。

3 少年サポートセンター

少年サポートセンターとは、少年補導職員等を配置し、専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動について中心的な役割を果たすため

の組織として本部長が定めるものをいう(規程第5条)。

また、少年サポートセンターについては、地理的状況や業務負担等を勘案して、複数の支所を置くことができる。

4 少年警察活動の基本

少年警察活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とする(規程第6条)。

(1) 健全育成の精神

同条第1号中の「規範意識の向上」とは、少年の非行の防止に不可欠な要素であり、また、「立直り」とは、非行少年及び不良行為少年が立ち直ることのみならず、被害少年がその精神的打撃から立ち直ることも含むものである。

少年警察活動を行うに当たっては、少年が立ち直ってこそ「少年の健全な育成」という最大の目的が達成されることに留意すること。また、少年警察活動に携わる者は、「少年の健全な育成」を期するため、人格の向上と識見の涵養に努め、少年及び保護者その他の関係者の信頼が得られるように努めるものとする。

(2) 少年の特性の理解

同条第2号は、少年が心身ともに成長期にあつて環境の影響を受けやすいこと、可塑性に富むこと等を理解する必要性を示したものである。

(3) 処遇の個別化

同条第3号は、個別の少年の特性に応じて最善の処遇を講ずることの必要性及びその前提として少年自身とその環境を深く洞察し、問題点を把握することの必要性を示したものである。

(4) 秘密の保持

同条第4号は、少年その他の関係者のプライバシーに配慮することを規定したものである。非行少年に係る事件の捜査又は調査(以下「捜査・調査」という。)、不良行為少年の補導、少年相談等により知り得た秘密を漏らしてはならないことは当然のことであるが、特に、少年の立直りを期する上では、少年その他の関係者に秘密の保持について不安を抱かせないことが重要であることから、これに配慮するものとする。

(5) 国際的動向への配慮

同条第5号の「国際的動向」とは、例えば、児童の権利条約の採択、児童の商業的性的搾取に関する取組みが世界的に行われていることが挙げられるが、このような国際的な動向に十分配慮する必要性を示したものである。

なお、これらの動向を踏まえて、国外における児童買春事犯、インターネットを利用した児童ポルノ事犯等の積極的な取締り、児童の性的搾取事犯防止のための広報啓発を強力に推進するものとする。

5 関係機関、ボランティア等との連携

規程第7条でいう「少年の健全な育成のための活動を行うボランティア若しくは団体」の例としては、少年指導委員等の少年警察ボランティア及びその団体、市町村の少年補導センターにおいて委嘱されている少年補導員、PTA等が挙げられる。また、関係機関等との連携に際しては、警察から協力を求めるほか、相手方が主体となって実施する活動にも積極的に協力するものとする。

6 少年事件選別主任者

規程第12条により、生活安全部少年課長(以下「少年課長」という。)及び警察署長(以下「署長」という。)による措置の選別、処遇意見等の決定が少年の特性について十分踏まえたものとなるよう、少年課長は生活安全部少年課の幹部のうちから、署長は警察署の少年警察部門の幹部のうちから、少年事件選別主任者を指名するものとし、少年課長及び署長は、措置の選別及び処遇意見の決定をしようとする場合においては、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。また、少年課長及び署長は、少年又は重要な参考人の呼出し、令状の請求、事件の送致等を行うに当たっても、少年の心理、生理その他の特性にかんがみ配慮すべき事項等について、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。

なお、交通法令違反に係る犯罪少年事件又は触法少年事件及び交通事故に係る刑法第208条の2又は第211条の罪に該当する犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

第2 一般的活動

1 街頭補導

街頭補導は、規程第17条第2項に定めるとおり、関係機関、ボランティア等との連携に配

意しつつ、管内の実態に即して計画的に実施するものとする。

規程第18条第1項の規定は、責任の所在を明らかにし、街頭補導の適正を確保するとともに、少年の信頼を得て事後の助言又は指導を円滑に行うためである。

2 非行少年に係る継続補導

規程第21条において、触法少年及び低年齢少年たるぐ犯少年であって児童福祉法第25条の要件に該当しないものについては、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、継続補導を実施するものとする。継続補導を行う場合には、第2の3に記載する事項に留意するものとする。

一方、犯罪少年及び14歳以上のぐ犯少年については、警察において必要な捜査・調査を行い関係機関に送致等された後は、当該機関における措置に委ねられることとなるため、継続補導の対象とはならない。

3 継続補導の取扱い

継続補導は、少年に対する助言、指導及びカウンセリング等を通じて行うものであり、専門的な知識及び技能を必要とし、継続的に実施することを要する活動である。このため、規程第22条第2項により、原則として少年サポートセンターに配置された少年補導職員等が実施するものとする。第3項は、例えば、継続補導の対象となる少年の居住地が少年サポートセンターから遠く離れている場合、警察署に適当な少年補導職員等が配置されている場合等である。また、第5項の「少年サポートセンターの指導」とは、少年サポートセンターから個別具体的な指導を受けることのほか、少年サポートセンターに対し継続補導の経過に係る一般的な報告を行い、少年サポートセンターから専門的な事項について指導を受ける等の連携を保つことを含む。

少年サポートセンターが継続補導の適切な実施のため必要があるときは、規程第23条のとおり保護者の同意を得て学校関係者その他の適当な者と協力して実施するが、少年サポートセンターの指導の下、継続補導を行う場合においても、これらの者と協力して継続補導を行うことができる。これらの者と協力して継続補導を行う場合には、関与する者が多くなることから、少年のプライバシーに配慮する必要性にかんがみ、保護者の同意を得ておくこととしたものである。

4 少年の社会参加活動

規程第24条は、少年の非行の防止や保護のためには、少年に対してその身体的・精神的よりどころとなる居場所を提供することが重要であるとの考え方による。具体的には、公園の清掃、落書き消し等の環境美化活動、福祉施設の訪問、生産体験活動その他の社会参加活動、警察署の道場等における少年柔剣道教室、スポーツ大会はもとより、少年の居場所づくりに資する多種多様な活動を新たな発想に基づき推進することが期待されるものである。

また、この種の活動を効果的に実施するためには、学校その他の関係機関等が実施する少年の健全な育成のための活動との役割分担に配慮すること及び警察が有する少年警察活動に関する知識、経験その他の専門性を生かすことが重要である。

5 情報発信

規程第26条は、少年警察活動については、家庭、学校、地域社会と一体となって取り組むことが極めて重要であることにかんがみ、県民に少年の非行情勢や犯罪被害の実態を広く周知し、少年警察活動に対するより深い理解と積極的な協力を得るとともに、県民、関係機関、民間ボランティア団体等の自発的な活動を促し、支援するために、関係する情報を積極的に発信すべきであるとの考え方による。また、情報発信に際しては、いわゆる学校警察連絡協議会を始めとする関係機関と開催する協議会の場を活用して具体的な意見交換を行い、又は学校等の関係機関において開催する講習会等に積極的に協力し、警察における取組み状況を説明するなど、少年警察活動に関する専門的な知識、技能、情報等が、関係機関等における少年の健全育成に向けた各種の活動に効果的に反映されるように配慮するものとする。

6 民間の自主的活動に対する配慮

規程第30条の「その求めに応じ」とは、押し付けや相手方の意思に反して行うことを排する趣旨であり、少年警察ボランティアによる街頭補導活動や有害図書の自動販売機の撤去運動、未成年者の飲酒及び喫煙を防止するための関係業者、業界団体のキャンペーン等の民間の自主的活動を積極的に支援し、協力することを妨げるものではない。

第3 非行少年全般についての活動

1 捜査・調査の担当部門

犯罪少年に係る刑事事件の捜査、触法少年及びぐ犯少年に係る事案の調査については、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことにかんがみ、原則として、少年警察部門に担当させるものとする。

しかしながら、少年警察部門の人的体制や各部門間の役割分担の実情を勘案して、次の各号に掲げる事件の捜査及び事案の調査については、少年警察部門以外の部門に担当させることができるものとした。

ア 成人の被疑者を主とする事件に関連する事件

イ 少年法第20条第2項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官送致されることとなる犯罪少年事件

ウ 少年法第22条の2第1項各号に掲げる罪に係る事件

エ 捜査上複雑かつ重要な事件であって、他の部門に捜査させることが適当であると認められるもの

オ 交通法令違反(犯罪統計細則(昭和46年警察庁訓令第16号)第2条第2号に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る事件又は触法少年事案

カ 交通事故に係る刑法(明治40年法律第45号)第208条の2又は第211条の罪に係る事件又は触法少年事案

キ 前各号に掲げるもののほか、本部長又は署長が少年警察部門以外の部門に担当させることが適切であると認める事件

この場合において、本部長又は署長は、少年事件選別主任者に対し、少年の特性に配慮した捜査・調査が行われるよう、捜査・調査の経過について常に把握させるものとする。また、必要があると認めるときは、少年に対する面接を少年警察部門に属する警察官に行わせることについても配慮するほか、必要な支援を行わせるものとする(規程第31条第2項)。支援の例としては、

ア 少年の特性に配慮した捜査・調査の実施のために必要な指導教養又は助言

イ 少年の面接又は質問の用に供するための適切な場所の提供

等が挙げられる。

2 非行少年についての活動

規程第32条に定める措置のうち「その他の必要な措置」とは、関係機関に送致され、又は通告された非行少年については、当該機関における措置に委ねられることとなることを前提とした上で、個別の事件によっては、他機関における措置に委ねるまでにいくらかの時間的間隙が生じる場合があり、その間、当該少年について何らの措置もとらない場合には、当該少年が極めて不安定な立場におかれるなど、当該少年の適切な処遇を妨げるおそれもあることから、本人又はその保護者への助言や学校等への連絡等、当該少年の適切な処遇に資するため必要な措置については、時機を失することなく行うことを規定したものである。これは、少年の健全な育成を期して行われる任意の措置であり、これにより少年法第41条及び第42条に規定するいわゆる全件送致主義を没却することのないよう留意する必要がある。また、関係機関への送致又は通告は、捜査・調査が終了した後、速やかに行うものとする。

3 捜査・調査に関する一般的留意事項

(1) 明らかにすべき事項

規程第34条各号に定める事項を明らかにするための捜査・調査は、関係機関への送致等の措置をとるべきかどうかを決定し、非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立直りに資するために必要な限度にとどめることとし、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないよう留意すること。また、少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めるとともに、先入観にとらわれたり、推測にわたることなく、正確な資料を収集するよう留意するものとする。

(2) 関係機関との連絡

規程第35条の「関係機関との連絡」を行う場合は、少年課長及び署長の指揮の下に行うものとする。(規程第24条、第202条)。

(3) 迅速な対応

規程第36条第4号は、捜査・調査が著しく遅延することは、少年の健全な育成を阻害するのみならず、被害者支援の観点からも適当でないことから、迅速な捜査・調査に努めることを規定したものである。

4 措置の選別及び処遇意見

規程第38条各項は、少年課長及び署長の措置の選別及び処遇意見について規定しており、少年課長及び署長は、非行少年について、関係機関への送致等の措置をとるべきか、犯罪少年事件の送致を通常の送致又は規範第214条の規定による簡易送致のいずれによるべきか、送致等の措置をとる場合においてはいずれの機関に行うべきかを的確に選別するとともに、送致等(簡易送致を除く。)の措置をとる場合においては、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。

措置の選別及び処遇意見の決定に当たっては、事案の態様、非行の動機及び原因、再非行のおそれのほか、保護者の実情、当該少年の非行の防止及び立直りに向けての保護者の方針及び意向並びに関係機関、団体、少年警察ボランティアの意見等を勘案して行うものとする。この場合、再非行のおそれについては、捜査・調査の結果から客観的に判断するものとする。また、通常の送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種や被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、犯罪の原因及び動機、犯罪少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

なお、少年課長及び署長は、措置の選別及び処遇意見の決定をしようとする場合においては、第1の6に定めるとおり、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。

第4 犯罪少年事件の捜査

1 犯罪少年事件捜査の基本

犯罪少年事件の捜査については、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たらなければならない。捜査に当たっては、少年の特性を考慮し、特に他人の耳目に触れないようにし、言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情を傷つけないように努めなければならない。

また、規程第40条に定める犯罪少年事件の捜査に当たっては、少年の健全な育成のためには非行等の事実の存否及びその内容の解明が前提となることをよく認識し、事案の存否、態様、原因及び動機のほか、当該少年の性格、行状、経歴、教育程度及び家庭や学校又は職場の状況、交友関係、住居地の環境、少年の非行の防止及び立直りに協力することができるボランティアの有無等について調査しておかななければならない。

2 呼出し

規程第41条において呼出し上の留意事項を規定しているが、少年の被疑者又は重要な参考人の呼出しについては、少年課長又は署長に報告し、その指揮を受けなければならない(第102条第1項、規範第202条)。

3 取調べ

(1) 基本的な留意事項

少年の被疑者の取調べを行う場合においては、規範第204条の規定に留意するものとする。

(2) 立会い等

少年の被疑者の取調べを行うときは、規範第207条の規定により、原則として少年の保護者及びこれに変わるべき者(以下「保護者等」という。)に連絡するものとする。

少年の被疑者の取調べを行う場合においては、やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者等に立ち合わせることに留意するものとする。これは、少年に無用の緊張を与えることを避け、真実の解明のための協力や事後の効果的な指導育成の効果을期待するという趣旨に基づくものである。したがって、適切と認められる者であるかどうかは、あくまで少年の保護及び監護の観点から判断されるものであり、少年を保護又は監護する者と通常いえない者は含まれない。適切と認められる者の例としては、少年の在学する学校の教員、少年を雇用する雇用主等が挙げられる。保護者等の立会いについては、個別の事案に即し、この趣旨に沿って対応すべきものである。

第5 触法調査

1 触法調査の基本

規程第47条に定める少年の適正な処遇を図るためには、非行事実を解明することが前提である。改正法によって、警察官に搜索、差押え等の権限が認められたところであるが、個々の触法調査においては、低年齢少年の特性に配慮しつつ、これらを適正に運用し、非行事実の解明等を的確に行わなければならない。

規程第47条第2項にいう「可塑性」とは、少年の健全育成の関係では、少年が非行から立ち直る可能性を意味する。「迎合する傾向にある」とは、少年は、質問の担当者の威圧感

に萎縮し、反論することが困難であると感じた場合等に、自分の認識等を曲げて担当者の意図に沿うような回答をしやすいことをいう。このほか、低年齢少年は、被誘導性(例えば質問者が自分の求めている回答をするように仕向けた質問をした場合に、回答者が自らの認識等を曲げ、質問者の誘導に沿った回答をするという特性を意味する。)及び被暗示性(例えば質問者が回答をほのめかすような質問をした場合に、回答者が自分の認識等を曲げ、質問者の暗示に沿った回答をするという特性を意味する。)が特に強いこと等の特性を有することから、調査に従事する者は、これらの特性についての深い理解をもって当たらなければならない。

2 調査すべき事項

触法調査においては、規程第48条第2項に定めるもののほか、住居地の環境、少年の非行の防止及び立直りに協力することができるボランティアの有無等について調査するものとする。

触法調査においては、同条に掲げる事項について調査を進め、事案の真相を明らかにするように努めるものとする。その際には、家庭裁判所、児童相談所等の関係機関との連携のほか、当該少年、保護者又は関係者のプライバシーに配慮しつつ進めるものとする。

3 調査指揮

触法調査の指揮については、規範第16条から第19条(事件指揮簿に関する部分を除く。)までの規定を準用する。触法少年事件については、規程第79条に定める少年事件処理簿(触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式について(平成20年3月19日付け栃少第5号例規通達。以下「例規」という。)別記様式第44号)を作成し、触法調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件の処理の経過を明らかにしておかなければならない。

4 調査主任官

個々の事件について、適正な管理及び任務分担の下、組織的かつ効果的に調査を進めるためには、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、調査方針の確立、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理の要となる者を明確にすることが重要である。

署長は、この趣旨を踏まえた上で、規程第49条第1項の規定により、触法調査に係る調査主任官について指名するものとする。署長は、調査主任官に指名され得る者をあらかじめ指名しておくのではなく、個々の触法少年事件の内容、所属の職員の調査能力等を勘案し、指名するものとする(同条第2項)。

調査主任官は、当該事件の調査の状況を詳細に把握するとともに、低年齢少年の特性に対する深い理解をもって、同条第1項各号に掲げる職務を行うものとする。

5 付添人の選任

改正法では、触法調査に関し、警察官による強制処分等の調査手続に係る規定が整備されたことに伴い、少年のより一層の利益の擁護を図るため、少年及び保護者が弁護士である付添人を選任できることとされた。この趣旨を踏まえ、触法少年であると疑うに足る相当の理由のある者(第5の5、第5の6、第5の9及び第5の10において「少年」という。)又はその保護者に対して、付添人制度について分かりやすく説明すること、必要に応じて関係機関・団体についての紹介、助言等を行うこと等に配慮するものとする。

弁護士である付添人の選任届の受理については、付添人を選任することができる者(少年又は保護者)又は付添人から両者が連署した選任届を差し出させるものとする。

6 質問

(1) 基本的な留意事項

少年に対する質問は、任意の供述を得ることを目的とするものであり、強制にわたることがあってはならないのは明らかである(少年法第6条の4第2項)。そのため、「分からないこと」や「知らないこと」は「分からない」、「知らない」と答えてほしいこと、「言いたくないこと」は言わなくてもいいこと等を伝えること。この場合においては、少年に「正直に話をしなくてもよい」という誤った意識を生じさせることがないように、個々の少年の状況等を踏まえつつ、分かりやすく伝えることに配慮するものとする。

(2) 立会いにおける留意事項

規程第52条第2項において、立会いをさせる者として「適切と認められる者」の例として少年の保護者が規定されているが、適切と認められ得る者の例としては、少年の同居の親族、少年の在学する学校の教員、少年を一時保護中の児童相談所の職員、弁護士である付添人等が対象となり得るところである。適切と認められるかどうかについては、当該

少年の保護又は監護の観点から個別に判断するものとする。その上で、立会いをさせるかどうかは、低年齢少年の特性に配慮しつつ、「当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資する」との趣旨に合致するかどうかという観点から、個別の事案に即して判断するものとする。

7 捜査手続との区別

低年齢少年の刑罰法令に触れる行為については、刑法上犯罪が成立せず、当該少年の当該行為につき逮捕及び捜査としての捜索、差押え若しくは検証を行い、又は当該少年を被疑者として取調べを行う等、捜査の手続によってその事件を取り扱うことはできない。しかしながら、触法少年事件であると断定できない段階では、事案の真相を明らかにするための捜査を尽くす必要がある。特に、殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年によるものと認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

8 強制捜査の後に触法少年事件であることが判明したときの措置

逮捕した少年の行為が14歳未満の時に行われたものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。この場合でも、逮捕手続書及び弁解録取書を作成し、逮捕手続の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。特に、緊急逮捕した場合には、釈放した後であっても、規範第120条第3項の規定により逮捕状を請求しなければならない。また、逮捕手続書には、既に釈放した旨を記載するものとする。

9 所持物件の措置

触法少年事件の証拠物及び少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件については、少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法の規定に基づき措置することができる。

なお、少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該少年が所持する物件を、他の被疑者に関する捜査上の手続により押収することができる。

10 関係書類の作成

触法調査のために作成する関係書類の様式については、警察職員の職務等に関する規則第3条に定める調査概要結果通知書のほか、例規の定めるところによるものとする。

少年の申述書その他の関係書類を作成するに当たっては、当該少年に対し、当該書類の記載内容等について分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与えなければならない。

11 指導教養

本部長及び署長は、規程第59条に定める指導教養を定期的に行い、当該者の調査能力の向上に努めるものとする。また、本部長及び署長は、指導教養の充実強化を図るため、当該指導教養を実施する警察官等の専門性の向上、教養資料の整備・活用、学識経験者等による講義の実施等に努めるものとする。

12 準用規定

触法調査の方法や調査に当たっての留意事項には、刑事事件の捜査と共通する部分も存することから、規程第3章第3節に規定するもののほか、その性質に反しない限り、規範第11章の例によるものとする。また、規範第202条の規定により、同章以外の部分についても、その性質に反しない限り準用することとなる。例えば、取調べの心構え、関係者及び被害者等に対する配慮に係る規定がこれに当たる。

第6 ぐ犯調査

1 ぐ犯調査の基本

犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認められる者(第6の5において「少年」という。)を発見した場合は、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない

低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することにかんがみ、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

2 調査すべき事項

規程第60条に定めるぐ犯調査においては、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、規程第34条の規定に基づき、事件の事実、原因及び動機のほか、当該少年の性格、行状、経歴、教育程度及び家庭や学校又は職場の状況、交友関係、住居地の環境、少年の非行の防止及び立直りに協力することができるボランティアの有無等について調査するものとする。

ぐ犯調査においては、同条に掲げる事項について調査を進め、事案の真相を明らかにするように努めるものとする。その際には、家庭裁判所及び児童相談所との連携のほか、当該少年、保護者又は関係者のプライバシーに配慮しつつ進めるものとする。

3 調査主任官

調査主任官の趣旨及び指名については、第5の4に定めるとおりである。

4 質問

ぐ犯調査に係る質問については、第4の3に定めるところに準ずるものとし、低年齢少年たるぐ犯少年事件の調査のための質問については、規程第63条第2項及び第3項に定めるもののほか、第5の6に定めるところに準ずるものとする。

5 関係書類の作成

ぐ犯調査のために作成する関係書類の様式については、例規の定めるところによるものとする。

少年の申述書その他の関係書類を作成するに当たっては、当該少年に対し、当該書類の記載内容等について分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与えなければならない。

第7 不良行為少年の補導

規程第69条第1項により、不良行為少年を発見した場合において、保護者又は関係者への連絡を行うことが必要であると認めるときは、少年補導票を作成した上で行うものとする。

不良行為少年について、必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、継続補導を実施するものとする。不良行為少年に対して継続補導を行う場合には、第2の3に定めるところにより実施するほか、少年に対する言葉遣い等に配慮するものとする。

なお、不良行為少年について、継続補導を行う場合は、少年事案処理簿(例規別記様式第48号)を作成すること。

第8 少年の保護のための活動

1 被害少年に対する活動

人格形成期にある少年が犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた場合、その心身に与える影響が大きいことから、特別な配慮が必要である。また、被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、被害者支援部門との連携に留意するものとする。規程第71条の「必要な支援」とは、現場における助言、関係機関の紹介、再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導等をいう。また、保護者の同意を得ることとしているのは、継続的な支援については、被害少年のプライバシーにかかわることが多いからである。

継続的な支援については、個別の事案によっては、学校等の関係機関のほか、地域のボランティア等との協力の下に行うことが効果的な場合もあることから、必要があるときは、保護者の同意を得て、学校関係者その他の適当な者と協力して行うものとする。保護者の同意を得ることとしているのは、これらの者との協力により、継続的な支援に関与する者が多くなる場合には、少年のプライバシーに配慮することが不可欠であるからである。

2 福祉犯に係る活動

福祉犯の被害少年については、身体的・精神的な打撃が大きく、心身に傷を受けたことが非行の原因となる場合もあることから、規程第71条及び第72条による必要な支援を実施するほか、特に規定を設けたものである。

例えば、いわゆる援助交際に起因する児童買春事件にみられるように、被害少年において被害者意識が希薄であるために反復して被害に遭う場合も少なくないことから、福祉犯事件について捜査をするほか、被害少年が再び被害に遭うことを防止するため、保護者や学校関係者等に配慮を求めべきこととした。

また、福祉犯については、風俗営業に係る18歳未満の者の使用や未成年者に対する酒類又はたばこの提供にみられるように、特定の営業において反復継続的に少年が被害者となる場合もみられることから、同種の犯罪の再発を防止する観点から、同条では福祉犯事

件に関係した事業者を指導・監督する行政機関に対し、当該事件について連絡し、必要な行政処分等を促す等の必要な措置をとるべきことを規定している。「その他の同種の犯罪の発生を防止するため必要な措置」としては、例えば、関係する業界団体に対し、再発防止のための自主的な取組みを働き掛けたり、地域住民に対する広報啓発を行うこと等が挙げられる。

3 児童虐待対策

規程第78条は、児童虐待が社会問題となり、児童虐待の防止等に関する法律が制定されたこと等にもかんがみ、被害少年及び要保護少年に関する規定に加えて、特別な規定を設けたものである。

児童虐待は、人格形成期にある児童の心身に重大な影響を与えるものである。そのため、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図るとともに、児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童に対するカウンセリング等の支援、少年警察部門への情報の集約と組織としての的確な対応を進めることとする。また、再発を防止するために保護者に対する助言又は指導を行うものとする。

第9 少年事件処理簿

規程第79条により、警察署には、触法少年及びぐ犯少年の適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年事件処理簿を備え、調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件の処理の経過を明らかにしておかなければならない。少年事件処理簿の保管その他の細目については、別に定める。

犯罪少年については、少年事件処理簿の作成を要しないが、事件を送致し、又は送付したときは、規範第201条に定めるところにより、犯罪事件処理簿を作成する必要がある。